

## 「規模拡大」と「株式会社」への幻想

農政の基本的な指針である「食料・農業・農村基本計画」の見直しが行われており、本年8月には、食料・農業・農村政策審議会企画部会から「中間論点整理」が出された。そこには、直接支払いや農地制度のあり方等、農政の枠組みを決定する重要な項目が盛り込まれているが、各方面からの反応には、どこまでわかって言っているのかと、首をかしげたくなる意見も少なくない。

一つは、「日本型直接支払い」(経営安定対策)の対象についてである。中間論点整理では、認定農業者および、一元的に経理を行い法人化計画を有する集落営農を対象にすることとした。この条件に合致する集落営農は、約1万ある集落営農組織のうち20あまりに過ぎず、支援対象をこのように絞り込むことは、わが国農業の崩壊を加速する懸念がある。ところが、こうして条件付きで集落営農を対象とすることに対しても、「零細農家に助成の余地」「強い農家に助成を集中し、農業の主役に育てる当初の狙いは後退した」と言う(2004年8月11日付朝日新聞)。このような意見の背景には、規模拡大への甘い幻想がある。日本農業の高いコストの根本原因は、規模の零細性だけにあるのではない。例えば米をみると、もっとも条件のよいケースでも、大規模稲作経営が許容できる米価の下限は60kg当たり1万1千円程度と言われ、とても国際的に太刀打ちできる水準ではない。内外価格差の根本原因は、先進輸出国との比較では広大かつ平坦な農地の有無とそれに対応した農法の違い、輸出補助金の存在であり、発展途上国との比較では、一人当たり所得が日本の20~100分の1の国々の、その中でも貧困な農村地域の農民によって生産される産物と比較しているためである。従って基本計画の見直しでは、諸外国との生産条件格差に基づくコスト差はコスト差として認め、それを直接支払いにより埋めようとしているのである。

つぎに、株式会社に農地取得を認めよ、という議論である。株式会社は、株主の利益を第一に行動する。従って、株式会社が農地を取得しても、期待した利益があがらなければ、農地利用を停止して当然であろう。さらに、農業的利用に適した土地は、非農業的利用にも適した土地である。株式会社は、零細な兼業農家が営農を断念するような山間地の条件の悪い農地ではなく、平坦で農地転用してもメリットが大きい土地を取得したがるだろう。しかし、非農業部門での土地利用のお行儀の悪さは、日本のお家芸であった。先進国の中で、日本ほど「計画的土地利用」「所有より利用」といった言葉がむなしく響く国はない。活力のある農業経営を育てることと株式会社の農地取得を認めることとが、すりかえられている議論が多い。

今後、年度内の計画策定に向けてさらに具体的レベルでの検討がすすむことになる。コストを下げ、元気な経営を育てることには全く異論はないが、実態をよく踏まえた議論が展開されるよう期待したい。